

# 手荷物として持ち込む場合の手順について示します。 届出の準備をする前に、検疫所に連絡してください。

## 届出の準備



### 1 検疫所に連絡

持ち帰りたい動物の種類、動物が飼育されている国名、日本への到着予定日などの情報をお知らせください。持ち帰ることが可能であるか、可能であれば持ち帰るために必要な準備手順をご説明します。まずは検疫所にご相談を。

### 2 届出の入手と記載

届出書は以下のウェブサイトから入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

### 3 届出者の身元確認書類

追跡調査を行うために大事な情報になります。

パスポートや運転免許証などのコピーを用意してください。(届出の際には原本の提示が必要です。)

### 4 衛生証明書の取得

動物の種類により衛生証明書の証明内容が異なるので注意が必要です。

衛生証明書の発行機関、発行方法は国によって異なりますので、各国の行政機関に問い合わせして下さい。なお、国によっては行政機関のウェブサイトにも掲載されています。

例：米国 [http://www.aphis.usda.gov/regulations/vs/iregs/animals/animal\\_japan.shtml](http://www.aphis.usda.gov/regulations/vs/iregs/animals/animal_japan.shtml)

動物の種類ごとの詳細な証明内容、主な国の衛生証明書ひな形は以下ウェブサイトから入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

厚生労働大臣 届		記入例	
<small>動物又はその屍体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条の2の規定により届け出ます。 なお、罰法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第19号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。</small>			
届出年月日	2005年9月1日	氏名	田中 太郎 (漢字又は姓名)
住所	東京都中央区〇〇〇〇番地 〇-〇-〇	性別	男
連絡先電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇	連絡先住所	東京都中央区〇〇〇〇番地 〇-〇-〇
届出動物の種類	鳥類 <i>Strigopithecus umbilata</i> (ニワセキセイインコ)		
数量	2羽		
原産国	アメリカ合衆国	届出地	東京都
性別	雄	飼育施設(航空機)名	ANA 001
輸出国及び輸出地	アメリカ合衆国 ワシントン州	到着地及び保管場所	成田 第1ターミナルビル
届出年月日	2005年9月1日	到着年月日	2005年9月2日
届出動物又は航空運送状の番号	123-1234 5678 (手荷物(託送手書))	衛生証明書の発行番号	911111
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び身体識別上の特徴	2歳、雄、黒、黄色		
届出者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)	田中 太郎 東京都中央区〇〇〇〇番地 〇-〇-〇		
届出者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)	田中 太郎 東京都中央区〇〇〇〇番地 〇-〇-〇		
届出者の氏名及び住所 (個人の場合は、氏名及び住所)	田中 太郎 東京都中央区〇〇〇〇番地 〇-〇-〇		
届出中の事故の種類	事故なし		
届出者(検疫所使用欄)	届出者(検疫所使用欄)		

## 事前確認

日本到着後に、届出の提出書類に不備等があった場合は、動物を国内に持ち込めなくなります。これを避けるためにも、事前に、届出の準備でそろえた必要書類(届出書、衛生証明書、身元確認書類など)を到着する空港・海港を管轄する検疫所の窓口にてFAXし、問題ないことを確認してください。



その際、具体的な届出場所、届出方法についても確認してください。

## 届出

日本への到着後、事前に指示された手順に従い、税関申告の前に検疫所担当官に必要な書類を提出してください。担当官による届出内容の確認後、適法の場合、届出受理証を交付しますので、税関申告に進んでください。



### 証明内容のポイント

#### フェレットなどの哺乳類

- ・出発時に狂犬病の症状が無いこと。
- ・狂犬病の発生していない地域・施設で一定期間(発生国・非発生国により期間が異なる)または出生以来保管されていたこと。

#### ハムスターなどのげっ歯類

- ・出発時に狂犬病の症状が無いこと。
- ・ペストなど7つの対象感染症が発生していない保管施設で出生以来飼育されていたこと。
- ・保管施設は輸出国の指定を受けていること。

#### インコなどの鳥類

- ・出発時に高病原性鳥インフルエンザとウエストナイル熱の症状がないこと。
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生していない国(地域)で蚊の侵入しない保管施設(検疫施設)で21日間の保管観察を行うこと。

輸出国政府  
発行の衛生証明書がない  
場合は、日本へ動物を持ち  
込むことはできません。

REFERENCE NUMBER			
VETERINARY HEALTH CERTIFICATE EXPORT OF BIRDS (WITH THE EXCEPTION OF POULTRY) TO JAPAN			
ORIGIN OF BIRDS-Japanese pigeons returning to Japan			
II. DESTINATION OF BIRDS			
Name of Consignee			
Name of House of Origin			
Address of Consignee			
Name of Consignee			
III. SANITARY INFORMATION			
I. The birds are not affected by any of the following diseases: (Name of disease)			
II. The birds are not affected by any of the following diseases: (Name of disease)			
III. The birds are not affected by any of the following diseases: (Name of disease)			
IV. IDENTIFICATION OF BIRDS			
NO.	SEX	AGE	MARKING
Official Export Stamp			
Signature of Official Veterinarian			
Address of Official Veterinarian			